

社会福祉法人天理 役員等報酬及び費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人天理（以下「法人」という。）の理事、監事、および評議員（以下「役員等」という。）の報酬等及び費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 役員等には、勤務実態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- 2 理事長には、月額報酬を支給する。
- 3 理事長でない理事、監事及び評議員（以下、「非業務執行理事等」という。）については、業務に応じた報酬を支給する。
- 4 法人の職員を兼ねる役員等については、報酬及び手当は支給しない。

(理事長の報酬等の支給)

第3条 理事長に対する報酬等の額は、次に定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額

(非業務執行理事等の報酬の支給)

第4条 非業務執行理事等に対する報酬の額は、各年度の総額が20万円を超えない範囲内で、次に定めるものとする。

- (1) 報酬については、会議出席につき、別表2に定める額

(費用弁償)

第5条 役員等が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

- 2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。
- 3 諸費および宿泊料は、旅費規程を準用する。

(改 正)

第6条 この規程の改正については、評議員会の承認を要する。

(補 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

平成24年2月24日	改定	平成24年4月1日	施行
平成25年2月23日	改定	平成25年2月24日	施行
平成28年5月24日	改訂	平成28年5月25日	施行
平成30年2月24日	改訂	平成30年4月1日	施行

社会福祉法人天理
役員等報酬及び費用弁償規程

別表1 理事長の報酬

役職名	単位	報酬額
理事長	月額	140,000円

別表2 非業務執行理事等の報酬

役職名	単位	報酬額	条件
理事	日額	10,000円	会議出席につき
監事	日額	10,000円	会議出席につき
評議員	日額	10,000円	会議出席につき